

都 市 建 設 委 員 会 記 録

日	令和8年3月6日（金）（第1回定例会）			
時	午前10時0分 開議（ 休 憩 な し ） 午前11時57分 散会			
場 所	第5委員会室			
出席委員	段 木 和 彦	岳 田 雄 亮	大 平 真 弘	守 屋 聡
	伊 藤 康 平	亀 井 琢 磨	川 合 隆 史	佐々木 友 樹
	小松崎 文 嘉	向 後 保 雄		
欠席委員	な し			
担当書記	岡 田 昌 樹 鈴 木 拓 哉			
説 明 員	都市局			
	都市局長	鹿子木 靖	都市局次長	岩田 真一
	都市部長	石橋 徹	建築部長	秋葉 秀樹
	公園緑地部長	小川 賢	都市総務課長	大宮 真人
	都市計画課長	大木戸 孝也	交通政策課長	石野 信一
	まちづくり課長	村上 暢一	検見川稲毛土地 区画整理事務所 長	山川 健一
	寒川土地区画整理 事務所長	桜田 正彦	東幕張土地区画 整理事務所長	平沢 典雄
	都市安全課長	保科 純一	建築管理課長	前田 健治
	住宅政策課長	谷川 健	住宅整備課長	猪又 紀彦
	建築指導課長	石川 幸夫	建築情報相談課長	千葉 雅一
	緑政課長	酒井 清	緑と花の推進室長	伊藤 泰明
	公園管理課長	志村 佳貞	運営調整担当課 長	植木 公章
	中央・美浜公園緑 地事務所長	佐野 正人	緑公園緑地事務 所長	植木 崇夫
	公園建設課長	橋本 敏行	総括主幹	金山 史生
	建設局			
	建設局長	山口 浩正	建設局次長（水道 局長併任）	山田 裕之
	土木部長	長瀬 正一	道路部長	日暮 秀訓
	下水道企画部長	中臺 英世	下水道施設部長	高梨 雅和
	建設総務課長	松永 信隆	土木管理課長	柳澤 秀諭
	土木保全課長	石黒 栄	路政課長	塚越 剛
	中央・美浜土木事 務所維持建設課長	石渡 正幸	道路計画課長	小池 雄一
	道路建設課長	林 忠昭	街路建設課長	保科 昭久
	自転車政策課長	小山 憲一	下水道経理課長 （水道総務課料 金担当課長併 任）	海保 利枝

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	下水道営業課長	林 茂樹	総合治水課長	森 春仁
	下水道整備課長	鈴木 宏一	雨水対策課長	根木 義治
	下水道施設建設課長	石黒 平樹利	総括主幹	坂村 公章
	下水道経営課長補佐	桃井 達也		
	水道局			
	水道局次長	神田 稔	水道総務課長	布施 善幸
	水道事業事務所長	塩見 章		
審査案件	<p>議案第5号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管 議案第10号・令和7年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 議案第13号・令和7年度千葉市下水道事業会計補正予算（第3号） 議案第14号・令和7年度千葉市水道事業会計補正予算（第3号） 議案第59号・千葉市建築関係手数料条例の一部改正について 議案第60号・千葉市建築関係手数料条例の一部改正について 議案第61号・千葉市下水道条例の一部改正について 議案第64号・指定管理者の指定について（亥鼻公園集会所） 議案第66号・市道路線の認定について</p>			
協議案件	年間調査テーマの総括及び調査報告書の取りまとめについて			
委員 長 段 木 和 彦				

午前10時0分開議

○委員長（段木和彦君） おはようございます。

ただいまから都市建設委員会を開きます。

本日、審査を行います案件は、議案9件です。

進め方の順序に従って進めてまいります。

なお、議会機能向上委員会において、議案等審査時の質疑と賛否表明・意見については、今定例会から発言場面の切り分けは行わず、質疑と賛否表明・意見併せての御発言をいただく従前の取扱いに戻すこととされましたので、よろしくお願いたします。

また、案件審査の後、年間調査テーマの総括及び調査報告書の取りまとめを実施いたしますので、よろしくお願いたします。

議案第5号、議案第10号、議案第13号、議案第14号、議案第64号審査

○委員長（段木和彦君） それでは、案件審査を行います。

初めに、議案第5号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管、議案第10号・令和7年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第13号・令和7年度千葉市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第14号・令和7年度千葉市水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第64号・亥鼻公園集会所に係る指定管理者の指定については、関連がありますので、一括議題といたします。

委員の皆様は、サイドボックスのしおりから資料を御覧ください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。都市局長。

○都市局長 都市局でございます。

それでは、議案第5号・一般会計補正予算のうち所管について、議案第10号、議案第64号につきまして、各所管部長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（段木和彦君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。よろしくお願いたします。着座で失礼いたします。

当部の令和7年度一般会計補正予算から説明させていただきます。

都市局議案説明資料で説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

予算額は100万円単位で説明させていただきます。

初めに、1、歳入歳出予算の増額補正でございます。

（1）国の補正予算を活用した増額補正でございます。

アの補正理由ですが、国の補正予算を活用し、令和8年度実施予定の事業を前倒しして実施するため増額補正をするものでございます。

イの補正額は局全体7億5,000万円のうち、当部所管は4,800万円でございます。

ウの内訳ですが、当部所管は1の官民連携まちづくり、ウオーカブル推進事業で、千葉公園通りの改修工事を行うもので、補正額は1,000万円です。

2、寒川第一土地地区画整理事業は、新田町村田町線の道路築造工事などを行うもので、補正額は3,000万円です。

3、盛土規制法基礎調査事業は、応急対策の必要性判断のための調査を行うもので、補正額は800万円です。

財源内訳は、表に記載のとおりでございます。

資料3ページを御覧ください。

(2) 港湾費・都市計画費の増額補正でございます。

アの補正理由ですが、当部所管の1番目、千葉都市モノレール基金積立金は、当初予算時点より運用益が増えるため、2、千葉港整備事業負担金は、千葉港整備に係る千葉県の事業費が確定したため、それぞれ補正するものでございます。

イの補正額は、局全体1億3,500万円のうち、当部所管は8,500万円でございます。

ウの内訳ですが、1、千葉都市モノレール基金積立金は補正額100万円です。

2、千葉港整備事業負担金は、出洲栈橋設置工などに係るもので、補正額8,300万円であり、財源内訳は表に記載のとおりです。

次に、2、繰越明許費の補正でございます。

(1) 補正額及び概要ですが、局全体23億3,700万円のうち、当部所管は9億2,300万円でございます。

4ページをお願いいたします。

当部の所管事業ですが、1の官民連携まちづくり、ウオーカブル推進事業は、千葉公園通りの道路改修工事を行うもので、補正額は7,200万円です。

2の千葉港整備事業負担金は、出洲栈橋設置工などに係るもので、補正額2,800万円です。

3の中央公園、通町公園の連結強化事業は、東区域の再整備工事などを行うもので、補正額2億4,000万円です。

4の寒川第一土地区画整理事業は道路築造工事などを行うもので、補正額4億3,000万円です。

5の東幕張土地区画整理事業は建物移転調査などを行うもので、補正額1億4,200万円です。

6の盛土規制法基礎調査事業は、応急対策の必要性判断のための調査を行うもので、補正額800万円です。

主な理由は、国の補正予算を活用し、前倒しで実施する事業であることや、関係者等との調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内での完了が困難となったことから、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

当部の一般会計補正予算は、以上でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

議案第10号・令和7年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1、繰越明許費の補正で、補正額は2億5,900万円です。

(1) 補正額及び概要ですが、事業名は検見川・稲毛地区土地区画整理事業で、道路築造工事などを行うものであり、繰越理由は、先行工事と移転計画の遅延等により、年度内の完了が困難となったことから、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

都市部の補正予算の説明は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 建築部長。

○**建築部長** 建築部でございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号・令和7年度一般会計補正予算のうち、当部所管について説明させていただきます。着座にて失礼します。

都市局議案説明資料で御説明させていただきます。

戻りますが、資料の2ページをお願いいたします。

1、歳入歳出予算の増額補正でございます。

(1) 国の補正予算を活用した増額補正でございます。

アの補正理由は、国の補正予算を活用し、令和8年度実施予定の事業を前倒しして実施するため増額補正を行うものでございます。

イの補正額ですが、7億5,000万円のうち、建築部所管は6億700万円でございます。

ウの内訳ですが、該当事業はナンバー4で、事業名、市営住宅計画修繕事業は、市営住宅の外壁改修工事などを行うものでございます。補正額は6億700万円で、財源内訳は記載のとおりでございます。

資料の3ページをお願いいたします。

2、繰越明許費の補正でございます。

(1) 補正額及び概要ですが、23億3,700万円のうち、建築部所管は7億2,600万円でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

該当事業はナンバー7、事業名、市営住宅計画修繕事業は、市営住宅の外壁改修工事などを行うものでございます。補正額は7億2,600万円で、理由につきましては、国の補正予算を活用し、前倒しで実施する事業であるためでございます。

建築部の説明は、以上でございます。

○**委員長（段木和彦君）** 公園緑地部長。

○**公園緑地部長** 公園緑地部でございます。

議案第5号・令和7年度一般会計補正予算のうち、当部所管について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

都市局議案説明資料にて説明させていただきます。

再び戻りますが、資料2ページのほうをお願いいたします。

1、歳入歳出予算の増額補正でございます。

(1) 国の補正予算を活用した増額補正でございます。

ア、補正理由は、国の補正予算を活用し、令和8年度実施予定の事業を前倒しして実施するものでございます。

イ、補正額は局全体で7億5,000万円のうち、当部所管は9,400万円でございます。

ウ、内訳ですが、当部の所管事業はナンバー5、6で、5の身近な公園のリフレッシュ推進は老朽化した遊具を交換するもので、補正額800万円でございます。

6の公園のトイレの快適化はトイレの建て替え工事を行うもので、補正額8,600万円、内容、財源内訳は表に記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

(2) 港湾費・都市計画費の増額補正でございます。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

ア、補正理由ですが、当部の所管事業は、3のマリンスタジアム基金積立金及び4の緑と水辺の基金積立金で、当初予算時点では寄附金の予算見積りが困難であったため、補正するものがございます。

イ、補正額は、局全体で1億3,500万円のうち、当部所管は5,000万円でございます。

ウ、内訳ですが、3のマリンスタジアム基金積立金が補正額2,800万円、4の緑と水辺の基金積立金が補正額2,200万円、内容、財源内訳は表に記載のとおりでございます。

次に、2、繰越明許費の補正でございます。

(1) 補正額及び概要ですが、局全体で23億3,700万円のうち、当部所管は6億8,700万円でございます。

4ページをお願いいたします。

当部の所管事業はナンバー8からとなります。8の公園再整備事業、稲毛海浜公園のリニューアルは基盤整備などを行うもので、補正額6,900万円でございます。

9の公園再整備事業、身近な公園のリフレッシュ推進は遊具交換などを行うもので、補正額5,800万円でございます。

10の公園再整備事業、公園トイレの快適化はトイレの建て替え工事を行うもので、補正額8,600万円でございます。

11の公園維持管理事業、椿森緑地はのり面対策工事を行うもので、補正額1億円でございます。

5ページをお願いいたします。

12の公園維持管理事業、蘇我スポーツ公園は給水設備改修工事を行うもので、補正額2,600万円でございます。

13の公園維持管理事業、フクダ電子アリーナはトイレの洋式化を行うもので、補正額1,400万円でございます。

14の公園維持管理事業、大田切公園及び15の菰池公園はいずれも雨水貯留槽設置後の復旧工事を行うもので、補正額はそれぞれ600万円及び1,400万円でございます。

16の公園維持管理事業、有吉公園はのり面対策工事を行うもので、補正額1億6,600万円でございます。

17の公園維持管理事業、あすみが丘東2丁目房谷公園は公園を整備するもので、補正額1億3,000万円でございます。

18の公園維持管理事業、都川水の里公園は用地取得などを行うもので、補正額1,600万円でございます。

理由につきましては、国の補正予算を活用し、前倒しで実施する事業であることや、関係者との調整に不測の日数を要したことなどにより年度内での完了が困難となったことから、繰越明許費の補正をお願いするものがございます。

続きまして、3、債務負担行為の追加でございます。

1、補正理由は、亥鼻公園集会所の指定管理者を令和8年4月から指定するに当たり、基本協定書を年度内に締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものがございます。

2、補正概要ですが、事項は亥鼻公園集会所施設管理運営で、期間及び限度額は表に記載のとおりでございます。

当部の一般会計補正予算に関する説明は、以上でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

議案第64号・指定管理者の指定、亥鼻公園集会所についてでございます。

1、提案理由ですが、亥鼻公園集会所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

2、議案の内容ですが、(1)施設の名称及び所在地は、名称が亥鼻公園集会所、所在地は記載のとおりでございます。

(2)指定管理者の名称等は、名称が株式会社ロフトワーク、所在地及び代表者は記載のとおりでございます。

(3)指定管理期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

(4)申請者数及び名称等は、記載の4団体から申請がございました。

8ページをお願いいたします。

(5)選定経過は記載のとおりで、8月から9月に公募を行いました但応募者がなく、一部条件を見直して、11月から12月に再公募し、その後、選定評価委員会を経て、1月27日に指定管理予定候補者と仮協定を締結しております。

6、選定理由は、千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の答申を踏まえ、指定管理者として施設の管理を適切かつ確実に行うことができるものと判断したためでございます。

7、選定評価委員会の答申の概要、審査結果は記載のとおりで、新たな視点からの事業展開やイベントに関する提案がなされており、施設の価値の創出が期待できる点が評価されております。

なお、得点は各委員の採点の平均点で、10ページに採点結果の詳細を添付しております。

8、都市局指定管理者選定評価委員会、公園部会の委員構成は、記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

(9)指定管理者の概要ですが、名称、設立時期、主な施設管理の実績等は、記載のとおりとなっております。

また、下の図は、亥鼻公園集会所の指定管理区域図でございます。

都市局の説明は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 建設局長。

○建設局長 建設局でございます。

議案第5号・一般会計補正予算のうち所管について、また、議案第13号・下水道事業会計補正予算について、各所管部長より説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（段木和彦君） 土木部長。

○土木部長 土木部の長瀬でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第5号・令和7年度一般会計補正予算のうち、土木部所管について説明させていただきます。

補正予算書では5ページから15ページとなりますが、建設局議案説明資料で説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

初めに、1、歳入歳出予算の増額補正でございます。

(1) 国の補正予算を活用した増額補正でございます。

アの補正理由ですが、国の補正予算を活用し、令和8年度実施予定の事業を前倒しして実施するため、増額補正を行い、併せて繰越明許費を設定するものでございます。

イの補正額ですが、18億9,800万円のうち、土木部所管は8,400万円でございます。

ウの内訳ですが、1の事業名、道路維持事業は補正額3,200万円でございます。

なお、補正額の括弧内は補助対象事業費を示しております。また、事業ごとの財源内訳につきましては、表の右に記載のとおりでございます。

2の道路整備事業は補正額2,100万円、1つ飛びまして、4の橋りょう維持事業は補正額3,100万円でございます。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

2、繰越明許費の補正でございます。

(1) 補正額及び補正理由ですが、70億3,785万3,000円のうち、土木部所管は12億1,200万円でございます。

1の道路橋りょう総務事業は補正額1億9,200万円、2の道路維持事業は補正額2億5,740万円のうち、土木部所管は2億3,900万円、3の道路整備事業は補正額31億3,321万3,000円のうち、土木部所管は6億1,800万円、4の交通安全施設整備事業は補正額8億3,492万1,000円のうち、土木部所管は8,200万円、5の橋りょう維持事業は補正額8,100万円でございます。

これらの事業は、先ほどの国の補正予算を活用した増額補正分に加え、関係者との協議に不測の日数を要したことなどにより、年度内での完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

土木部の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 道路部長。

○道路部長 道路部の日暮でございます。

道路部所管について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料の2ページにお戻りください。

国の補正予算を活用した増額補正額ですが、17億9,500万円でございます。

内訳は、2の道路整備事業のうち14億4,385万円、3の交通安全施設整備事業3,915万円、6の街路整備事業3億1,200万円でございます。

続いて、資料の4ページをお願いします。

繰越明許費の補正です。

補正額は54億1,685万3,000円でございます。

2の道路維持事業のうち1,840万円、3の道路整備事業のうち25億1,521万3,000円、4の交通安全施設整備事業のうち7億5,292万1,000円、9の街路整備事業21億3,031万9,000円でございます。

理由ですが、先ほどの国の補正予算を活用しました増額補正に加えて、地権者との補償内容の調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

道路部は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 下水道企画部長。

○下水道企画部長 下水道企画部の中臺でございます。

引き続きまして、下水道企画部と施設部の所管について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

戻りまして、資料の2ページをお願いいたします。

初めに、1、（1）、イの補正額でございますが、下水道企画部所管は1,900万円でございます。

ウの内訳でございますが、5の都市基盤河川改修事業は1,900万円、支川都川の河道築造実施設計を行います。

資料の3ページをお願いいたします。

（2）国の補正予算を活用した増額補正に伴う水道事業会計への繰出しでございます。

アの補正理由でございますが、水道局が国補正予算を活用し、令和8年度実施予定事業の一部を前倒しして実施することから、繰出金所要額の補正を行い、繰越明許費を設定するものでございます。

イの補正額でございますが、1,900万9,000円でございます。

なお、詳細につきましては、水道局から御説明申し上げますので、割愛させていただきます。資料の4ページをお願いいたします。

2番、繰越明許費の補正でございます。

（1）補正額及び補正理由でございますが、下水道企画部所管は2億6,700万円、下水道施設部所管は1億4,200万円でございます。

続いて、表の上から6段目にございます、6の都市基盤河川改修事業は1億6,400万円、支川都川の河道築造工事などを行います。

7の河川改修事業は1,000万円、坂月川の堤防改修工事を行います。

8の急傾斜地崩壊対策事業は9,300万円、1行空けまして10の排水施設整備事業は1億4,200万円でございます。

理由につきましては、国の補正予算を活用した増額に加えまして、地権者等との調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内での完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

一般会計補正予算のうち、下水道企画部と施設部所管の説明は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 下水道施設部長。

○下水道施設部長 下水道施設部の高梨でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議案第13号・令和7年度千葉市下水道事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

引き続き、建設局議案説明資料で説明させていただきますので、資料の5ページをお願いいたします。

1、収入支出予算の増額補正でございます。

（1）国の補正予算を活用した増額補正でございます。

アの補正理由ですが、国の補正予算を活用し、令和8年度実施予定の事業を前倒しして実施

するため、増額補正を行うものでございます。

イの補正額ですが、20億2,200万円でございます。

ウの内訳ですが、1の地震対策事業では17億8,310万円で、下水道管の耐震化などを行います。

2の地震対策事業は9,490万円で、ポンプ場の耐震補強工事を行います。

3の地震対策事業は1億3,200万円で、南部浄化センターの耐震補強工事を行います。

4の再構築事業は1,200万円で、大口径下水道管路の複線化検討を行います。

補正予算の説明は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 建設局次長兼水道局長。

○建設局次長（水道局長併任） 水道局でございます。

議案第14号・水道事業会計補正予算について、水道局次長より説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（段木和彦君） 水道局次長。

○水道局次長 水道局次長の神田でございます。

水道局の議案について御説明いたします。

水道局議案説明資料の3ページを御覧ください。座って説明させていただきます。

議案第14号・令和7年度千葉市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の増額補正でございます。

1の補正理由ですが、国の補正予算を活用し、令和8年度実施予定の事業を前倒しして実施するため、増額補正を行うものでございます。

2の補正額につきましては、1億2,026万3,000円でございます。

3の内訳ですが、事業名は水道管路耐震化事業で、事業内容や財源内訳は表のとおりでございます。

なお、一般会計出資金の補正額1,756万9,000円の財源として起債いたします一般会計出資債1,700万円の元利償還金につきましては、2分の1の普通交付税措置がございます。

水道事業会計補正予算の説明は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） ありがとうございます。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一問一答でお願いします。議案が複数にわたっているので一問一答でやらせていただきます。

まず、議案第5号の令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中の所管について、港湾費、都市計画費のうち、千葉港整備事業負担金について伺います。

説明の内容にあります出洲栈橋設置工等とありますけれども、この等も含めた事業内容と総事業費についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○委員長（段木和彦君） まちづくり課長。

○まちづくり課長 まちづくり課でございます。

出洲埠頭においては、老朽化した係留施設の代替となる出洲栈橋設置工事、それから中央埠頭におきましては、老朽化施設の長寿命化を目的とした千葉中央GH岸壁防食工事、その他県の単独事業として実施します中央埠頭BC岸壁エプロン補修や出洲埠頭波徐堤検討、それから

棧橋広場の照明灯の改修を実施いたします。

なお、県の総事業費でございますけれども、3億9,600万円となっております。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今後も何か計画されている事業はありますか。

○委員長（段木和彦君） まちづくり課長。

○まちづくり課長 まちづくり課でございます。

今後計画している事業ですけれども、令和7年度から9年度にかけて出洲埠頭においては棧橋設置を、それから中央埠頭においては老朽化施設の長寿命化を目的とした岸壁防食工事を、また県の単独事業としては、岸壁補修などを継続的に実施すると聞いております。

なお、棧橋広場の照明灯につきましても令和9年度までの3か年で順次改修を進める計画と聞いております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） この千葉港整備事業負担金については、我が会派は、港湾というのは県が管轄しているものでありまして、この負担については地方財政法27条に基づいて、県が行う建設事業に対して経費の一部を市町村に負担させることができるという規定であって、本市が港湾の事業費を負担しなければならないということではないと考えます。

これまでも私ども、市の負担をなくしていくということが必要だということを言っていましたので、この負担金について支出することについては賛成しかねるということを伝えておきたいと思います。

それで、これに今後関連してくるのではないかと思いますけれども、千葉県の方で臨海部土地造成事業として、物流機能強化のために埠頭の再編、港湾機能の強化ということで、4ヘクタール、第1期の埋立てが行われるということを伺っております。

この事業の内容を見ますと、令和7年度から令和19年度までの事業期間で、総事業費が78億円を見込んでいますけれども、この事業に対する千葉市の関わりだとか、今後何か負担が生じるのか、伺っておきたいと思います。

○委員長（段木和彦君） まちづくり課長。

○まちづくり課長 まちづくり課でございます。

まず、本市との関わりですけれども、公有水面を埋立てることになりますので、公有水面埋立てに当たりましては、公有水面埋立て法に基づきまして市長の意見を徴するものとされておりまして、その際に議会の議決を経る必要がございます。

また、本市の負担についてですが、県の港湾事業特別会計により実施される事業であるということですので、本市の負担は生じないということで聞いております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今後何か議案というのはいつ出るのかとかというところまではまだはっきりはしないですか。

○委員長（段木和彦君） まちづくり課長。

○まちづくり課長 まちづくり課でございます。

まだ計画の進捗状況がはっきりはしておりませんが、先ほど申し上げたとおり、県から埋立てをするということになりましたら諮問という形で市にまいりますので、そこで議案という形で議会に上げさせていただくような形になります。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 次に移りたいと思います。

議案第10号の土地区画整理事業の特別会計補正予算です。

検見川・稲毛土地区画整理事業の課題、これはホームページで課題3に示されております稲毛区側の整備着手条件の未確定ということで、稲毛区域の東関道東側のエリアについて、仮換地の指定以降、地区外排水接続部の整備がされないまま工事が着手せずに17年が経過しているということが記載されておりますが、今後はどのようになるのか、見通しや見直しがあるのか伺います。

○委員長（段木和彦君） 検見川稲毛土地区画整理事務所長。

○検見川稲毛土地区画整理事務所長 検見川稲毛土地区画整理事務所でございます。

現在、東関道西側エリアにおいて重点的に事業を進めているところでございまして、東関道東側エリアについては、西側エリアの整備状況を見据えての着手となりますが、地区外への排水接続部の施工方法については、高低差の処理や既存占用物件の大規模移設など、大きな課題があることから、整備手法を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） このエリアに住まわれる方は高齢化が進んでいるということも地域の議員からも伺っております。それが大きな負担にならないようにしていくために、住民の皆さんの意見等をよく聞いていただいて、今後の進捗については見守っていきたいと考えます。

次に、議案第13号の千葉市下水道事業会計補正予算について、収入支出予算の増額補正ということで、地震対策事業のポンプ場耐震補強工事及び南部浄化センター耐震補強工事を実施することによる下水道施設の耐震化というのはどこまで進むのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 下水道施設建設課長。

○下水道施設建設課長 下水道施設建設課、石黒です。よろしく申し上げます。

耐震化がどこまで進むかについてですが、南部浄化センターについては、来年度、事業の実施により施設全体数の約8割が完了し、中央浄化センターでは約5割が完了しております。ポンプ場は、来年度事業の実施により耐震補強工事を行う施設は残り2施設となっております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 続けて、再構築事業の大口径下水道管路の複線化の検討、リダンダンシーに関する国の方針ですとか財政措置の状況、検討までに要する調査や事業実施に向けたスケジュールはどのようになるのか、お伺いいたします。

○委員長（段木和彦君） 下水道経営課長補佐。

○下水道経営課長補佐 下水道経営課、桃井でございます。

リダンダンシーに関する国の方針ですが、管径が2メートル以上の大口径管路や緊急輸送路

下などの管路のような事故時に社会的影響が大きい重要管路のうち、点検調査や改築が困難な箇所につきまして、管路の複線化等の多重性を原則確保することとしております。

財政措置につきましては、リダンダンシーへの取組を支援するための補助金や交付金のメニューが新たに創設されています。

検討までに要する調査ですが、重要管路のうちリダンダンシーを確保しなければならない管路の箇所を絞り込むため、下水道台帳から対象管路の絞り込みを行って、必要に応じて現地調査を行います。

今後のスケジュールにつきましては調査の結果によりますので、現時点では未定でございます。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） リダンダンシーということで、八潮市の事故を受けて、下水道に関する補助なども様々進められてきているということも伺っておりますので、市民の安全のために必要な施設でもありますので、これについてはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に、議案第64号の指定管理の指定について、亥鼻公園集会所について伺いたいと思います。

株式会社ロフトワークを選定した理由として、新たな視点からの事業展開ですとか施設の新たな価値の創出が期待できるとしてはありますが、具体的にはどのような事業の展開が進められるのか。採点結果の特別提案というところでは15点満点なんですよね。事業者からの提案があれば示してほしいと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

事業者からの主な提案としましては、亥鼻集会所を地域の価値が育つ場と捉え、サービスの進化、企画の拡張、地域連携の強化を段階的に進めていくとしており、SNSを活用した広報やアートデザインの要素を取り入れた事業、地元と連携した恒常的なにぎわいの創出に取り組むこととしております。

また、特別提案としましては、SNSのフォローを条件にプロのカメラマンが撮影を行う写真事業ですとか、千葉ゆかりのクリエイターですとか、飲食店等の連携による千葉城や千葉氏の家紋等を活用した土産品の開発やマルシェの開催などがございました。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） これまで今の事業者であります亥鼻公園集会所運営事業体で雇用されていた方の継続雇用への配慮というのは行われるのでしょうか。事業者から何か伺っているところがあればお願いします。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

継続雇用につきましては、前管理者と現在協議中であると聞いております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 新たな取組がされるということで、先ほど御答弁にあったような取組がにぎわいづくりにつながるとは思います。ですが、今私が質問したように、継続雇用をぜひ配慮していただきたいということを述べて、終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 一問一答でお願いいたします。

初めに、議案第5号、一般会計補正予算についてです。

複数ありますので、全体を皆さんから確認したいと思っているんですけども、毎年、国の補正予算を活用した増額補正ということで出てくるわけですけども、令和8年度も同様に前倒しして実施する事業というものを挙げていただいて、今回こういう形の議案になっていますけれども、まず、この前倒しをするその事業の選定というのをどういう視点で決められているのか、教えていただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 道路計画課長。

○道路計画課長 道路計画課です。

今年度の補正予算に関しましては、国の基本的な考え方としまして、強い経済を実現する総合経済対策ということで、3つの柱を施策として掲げられております。本市のほうで建設局では、この3つの柱のうち、生活の安全保障、物価高への対応、それから危機管理投資、成長投資による強い経済の実現ということで、こちらに該当するネットワーク強化に資する事業であるとか、メンテナンスに関する事業などで前倒し可能な事業に関しまして要望を上げているところでございます。

○委員長（段木和彦君） 下水道企画部長。

○下水道企画部長 下水道企画部の中臺でございます。

下水道のほうでも今回、国の補正で前倒しをさせていただいておりますけれども、やはり国の今回の総合経済対策、こちらのほうの柱に危機管理投資、成長投資による強い経済の実現ということで、やはり防災・減災、国土強靱化という、この辺のところ非常に強調されておりますので、今回、下水道のほうでは耐震化を中心に前倒しさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。

基本的な考え方はもう既に答弁のあるとおりでございます。そういったところから、さらにどうしても当初の国の予算の内示、これが見込みを下回るというようなこともありますので、やはり事業進捗を図るところで、できるだけ前に持ってくるということで、そういった意味での補正もあります。

あともう一つは、やはり安心・安全ということで今回、盛土規制法関連がありますが、そういったものについてもしっかりとやっていくということで考えております。

○委員長（段木和彦君） 建築部長。

○建築部長 建築部でございます。

建築部では、市営住宅の計画修繕ということで出しておりますが、市営住宅の長寿命化再整

備計画の中で令和8年度に位置づけられている事業、もともとやろうと思っていたものを前倒しするというので、国の補正予算を活用してやるという形で選定しております。

○委員長（段木和彦君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 公園緑地部のほうも全体的な考え方は今皆さんが説明したとおりです。その中で、特に国のほうの今回の要件の中では、やはり施設の老朽化対策の部分というのが今回補助要件の中に入っております、その部分をしっかり活用していきたいということで選定させていただいております。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） ありがとうございます。主に国の経済対策というのが一番大きいということで、その中で皆さんの事業の必要なところに今回増額補正されているということを理解しましたがけれども、これは国の考え方に大きく左右されるんでしょうが、ここ数年というか、私がこういう立場になってからですけれども、気になるのは、やはり国の補正によって事業がすごく大きく左右されているというのがあって、今回のように急な選挙等があった場合に、当初予算が決まらないままで次年度の予算をこういう形で決めていかなければいけないというような予算の見通しがなかなか立てづらいというのが大きな課題でもあると思っています。

あと、当初予算が決まったんだけど、こうやって毎回その年度内に補正が行われることによる皆さんの事業の進め方への影響というのはどのように影響が及ぼされているのか、基本的なところで結構ですので、代表される方からの答弁をいただければありがたいと思っております。

○委員長（段木和彦君） 道路部長。

○道路部長 道路部でございます。

委員おっしゃるように、数年前もそうですけれども、補正はここ数年毎年あります。幸か不幸か、補正が一般的にもなってきたということで、ある程度、新年度予算を計画していく中でも、メニューによっては補正があればこれはできる、できないというところは検討を既にしております。

実際には、単年度予算の当初予算で計画的にやれるというのが一番いいと思うんですけれども、いかんせん補正の場合は非常に当初予算よりも内示率が比較的高いです。そういう意味では、補正予算を頂けるといのは市にとってもメリットがある状況であります。そこは進捗を考えれば、ある程度想定しながら努力する部分かと考えております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） ありがとうございます。補正の重要性というのが、皆さんの事業を進めていく上にはやはり欠くことができないものでもあるということは理解できました。

ただ一方で、よく最近聞かれるのは入札不調というのが多くて、補正を組んでこういう形で議案として事業を組んでやって、前倒ししてやっていきますとは言うものの、実際には、工事等を取られないことによって計画が遅れていくということも考えられるのではないかと思います。こうした入札不調への対応というのはどのようにされているんでしょうか、教えてください。

○委員長（段木和彦君） 建築部長、お願いします。

○**建築部長** 建築部でございます。

建築工事についてになってしまいますけれども、基本的には、今平準化ということで補正予算を12月に組んで工事の平準化ということを図っております。実際、受注者側のほうの受注案件も民間のほうで多いという状況も踏まえておりますので、できるだけ件数を平準化しながら発注していくように考えております。

○**委員長（段木和彦君）** 土木管理課長。

○**土木管理課長** 土木管理課です。

入札不調の対策といたしまして、今説明したように、発注時期の調整により平準化を行うことで、技術者とか専門性の高い下請業者や資機材について年間を通じて確保しやすくなるなど、あと工事内容について業界団体などと意見交換を行いながら、現場に即した目線での設計や積算を行うなど、対策を講じているところです。

○**委員長（段木和彦君）** 伊藤委員。

○**委員（伊藤康平君）** ありがとうございます。

事業者等とお話を聞くと、やはり当然千葉市だけの仕事を受注しているわけではないので、千葉県の発注状況とか他都市の発注状況とか、そういったものを加味しながら仕事を受注されていくので、業界団体の皆さんともしっかりと意見交換をしていきながら、千葉市の事業が遅れないためにどういう形で発注をしていけばいいのかということもしっかりと前倒しする事業をどんどん計画してやるのもいいんだけど、そこら辺の要は請負者側の都合もあるとは思うので、そこはしっかりと意見交換をしていきながら進めていっていただきたいということは求めておきたいと思っております。

続いて、少し細かい部分になるとは思いますが、都市局において、都市モノレールの基金について積立てがあります。2024年の時点ですけれども、開業後初めて年間輸送人員が2,000万人を突破したと聞いていて、これまで経営がすごくあまりよろしくなかったという印象を受けているんですけれども、今回こういう形で基金の積立てが行われているその要因として、経営状況はどのような今状況なのか、教えていただければと思います。

○**委員長（段木和彦君）** 都市部長。

○**都市部長** 経営状況については所管のほうから説明させていただきます。

今回の補正予算、基金への積立金は1年前、令和7年の3月時点で基金残高が10億9,200万円ほどございました。これを1年間運用した分の運用益を増額補正するという内容でございまして、直接的にモノレールの経営の影響を受けてという内容のものではありません。

○**委員長（段木和彦君）** 交通政策課長。

○**交通政策課長** 交通政策課でございます。

令和6年度実績としまして、まず輸送人員、こちらについては年間で、前期比約5%増の2,016万人、初の2,000万人台ということです。それから、1日当たりで5万5,250人ということで、利用者に関しては堅調な状況です。

また、収入に関しましては、運輸収入が前期比約5%増ということで35億1,300万円、それから駅内のテナントですとか広告から得る運輸雑収が前期比約11%増、2億1,900万円ということで、こちらも堅調な状況です。

一方で営業費、こちらは給与のベースアップによる人件費の増加ですとか、それから、会社

が行う設備更新費の増加等によりまして、全体としましては前期比約8%増、35億4,600万円ということで、結果としまして営業収益は前期比約5%増、37億3,300万円ですけれども、純利益は前期比約26%減ということで2億9,800万円、総じて4期連続の黒字ですけれども、減益の状況になっております。

本業を堅調に維持しながら、さらなる運輸収入以外の増収努力を行うなどしまして財務状況を健全に保つことが必要だと認識してございます。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） ありがとうございます。議案の内容と異なるような状況でしたのでこれ以上確認はしませんけれども、いずれにせよこれから多額な資金が必要はなってくるのは変わらないと思いますので、モノレールの健全な運営に努めていただきたいということは申し上げておきたいと思います。

続いて、議案第13号、先ほども耐震対策の話とかということでもございましたけれども、今回のこういった事業全体を通じて、耐震化はすごく進んでいるのではないかというイメージを持っていたんですけれども、まだまだやるところがたくさんあるということも改めて再認識したところですが、実態としてこういった耐震化工事は、最終的に何年度をめどに終わらせているのか、教えていただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 下水道経営課長補佐。

○下水道経営課長補佐 下水道経営課でございます。

耐震化につきましては、昨年度、千葉市下水道総合地震対策計画というのを見直しまして、令和7年度から令和16年度まで行うこととなっております。耐震化を進めていくに当たって、令和16年度の時点で耐震化率が95.6%になる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 分かりました。

全体の布設されている距離が物すごく長いので、やはりこれぐらいの時間を要するということは分かりますけれども、ただ一方で、更新したところもまたさらに更新していかなければいけないというような実態があるんですが、こういった耐震化の事業を行うに対して注意すべき点というのは、こういった視点で事業を行っているのか、教えていただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 下水道施設部長。

○下水道施設部長 下水道施設部でございます。

耐震化につきましては、地震が起きたときにやはり被害が大きいと市民への影響がいろいろと大きいですから、やはりまずは影響の大きいところとか、やはり特に今進めているのはやはり埋立地です。埋立地はどうしても液状化というのがございますので、そのように影響の大きいところから順次進めているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） ありがとうございます。

耐震化は、大きな口径の管路、幹線を中心にやっていくというのも分かるんですけれども、

地域を歩いているとたまに感じるのは、道路の下水が布設されているようなところでも道路が陥没しているというか、一部へこんでいるところがあって、これは下水による影響もあるのではないかと思っているんですけども、ただ地中に埋まっているものなので、地表からの目視では確認できないという実態があります。

そういった耐震化も大事なんだけど、管路の健全性を保っていくというところにもお金をもっとつけていく必要があるのではないかと思います、それについての御見解を教えてください。

○委員長（段木和彦君） 下水道企画部長。

○下水道企画部長 下水道企画部でございます。

重要な幹線のことは耐震化等で対応しているということはお話ししたと思いますけれども、一方で通常の管路というんですか。そういう町なかにあるそういったものにつきましても、当然その機能保持とか、あと延命化を図るような、ライフサイクルコストを削減したりとか、そういったようなことはやはり点検だとか調査とかもちゃんとしていながら必要な改修はしていくということは当然やっているところでございます。

具体的に、千葉市の下水道のストックマネジメント計画というのを5年ごとに立ち上げてまして、今ちょうど第2期ということで、そういったような膨大な施設の状況を客観的に評価等しながら適切な修繕等を行って、施設をできる限り延命化を図りつつ、トータルのコストを縮減していく。さらに、適正な機能確保を図っているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） ありがとうございます。

どうしてもさっきも申し上げたとおり、地中に埋まっているものなので、やられている状況というのが目視で確認できない不安感というのもあると思いますから、前倒しする事業の中にもそういった健全度を高めていく取組ということもしっかりと入れていく必要があるのは、特に生活道路の中に入っている埋設されているものというのも、これから修繕費用もかさんでくるのではないかとということも思いますので、ストックマネジメントで管理されているということですが、そういった視点も取り入れていながら進めていっていただきたいということは求めておきたいと思います。

最後に、議案第64号の亥鼻の管理運営についてです。

まず、管理運営費の内訳について教えていただけますでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

亥鼻公園の指定管理の管理運営費の内訳ですが、まず人件費としまして約3,000万円、それから光熱費ですとかそういったもので約50万円ですとか、あと広報によるもので25万円ですとか、それらを合わせまして約6,000万円になっております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 大部分は人件費だということが分かったんですけども、こういった管理者を決めるに当たって、それぞれいろいろ点数の評価はされていますけれども、点数の評

価の異なりというのは、なかなか評価の仕方というのがいまいよく分からないところもあるんですが、ちなみに要は今回の指定管理者は前回の指定管理者と同様でしたか、それとも変わるんですか、教えていただきたい。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

今回の指定管理者につきましては新たな新しい選定業者ということで、今回事業を取り組む予定であります。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員に申し上げます。残り10分です。時間内でまとめていただきますようお願いいたします。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 新たな指定管理者になられるということですがけれども、要は前回の指定管理者と今回新たに指定される管理者との運営の仕方の違いというのはどういったところがあって、今回新たに指定管理者が変わっていくというプロセスを踏んできているのか、説明できる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

今回の指定管理者の選定に当たりまして、まずほかの業者との比較の中で、まず財務分析のほう非常に比較的安定しているという評価がございました。それと併せて、これまでの管理と違うところとしましては、基本的な建物施設管理は当然なんですが、さらにアートとかデザインとか、そういうものを取り入れた事業というのが評価されております。

具体的にはSNSを活用したりとか、あと地元のクリエイターと連携してお土産とか展示などを展開したりとか、あとマルシェなども地元の企業と連携したりとか、そういうところが新しい視点ということで評価されております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） ありがとうございます。ちょっと事業の運営の内訳を聞いたら大部分が人件費なので、今言われているところの予算というのがどのように組み立てられていくのかというのが少し分からないんですけれども、いずれにせよ新たな事業者が変わっていくわけですから、今言われたことが本当にいろいろな市民の皆さんに触れていく機会をつくっていくということは大事だと思いますので、引き続きしっかりと事業運営を進めていただければと思います。

私からは以上です。

○委員長（段木和彦君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 すみません、先ほど担当課長のほうから事業費の内訳のほうの説明がありましたが、訂正をさせていただけないかと思っております。

今回説明していますのは、5年間のトータルのお話をさせていただいておりますが、その中で人件費につきましては約4,000万円、そのほか事務管理費で約500万円、そのほか清掃とか保安関係の点検委託費、これで約1,200万円、このような感じの内訳になっております。大変申し訳ありません。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） 一問一答でお願いいたします。

補正予算のほうはそれぞれ理由というか、状況は分かりましたので、理解しましたので賛成したいと思っております。

それで、議案第65号のほうで端的に3点ばかり伺いたいと思います。

1つは、今回は再公募で決まったということで、1回目は応募者がなかったということですが、再公募に当たっての何か変更点とか工夫、先ほど条件を見直したという御答弁がありましたけれども、その辺の状況について少し御説明もしていただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

再公募に当たりましては、人件費のところを見直すということで、まず人員配置の見直しを行いまして、必要な人員というのを強化するというような形での人件費の増額というのをしております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） そういう変更があって、最初は応募がなかったけれども、4者が入ったということで、状況は分かりました。

それから、先ほどそれぞれの委員から今後の展開とか、それから自主事業の提案が優れているとか、そういうお話があったかと思うんですけども、伺いたいのは、市としてこの亥鼻のお城のエリアを今後長期的にでもいいですけども、短期的にでもいいですけども、どういうエリアにしていきたいのかということをお考えなのかということと、それから今回、これから様々事業者の提案とかコンセプトがあると思うんですけども、それがどううまく一緒にマッチングして進めていくのかということをお考えを伺えればと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

今回の指定管理者、新しい指定管理者に事業を行うに当たりましては、亥鼻の郷土博物館ですとか、あと県の文化会館とか、それら等、周辺施設とまず連携をしながら亥鼻公園、亥鼻城、それらの魅力を一体的に向上していく必要があるとは考えております。ただ、現状では具体的な事業というのはまだ予定はされておきませんが、こういった連携を今後していくような形で、あそこの地域一帯の魅力を向上していくということで考えております。

新しい事業者のほうに期待するところとしましては、やはり地域との連携とか、あとクリエイター、アートの視点でにぎわいを創出するというのが強みと捉えていますので、そういったものを活用しながら、亥鼻の地域全体のにぎわいというのを創出していただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） ありがとうございます。にぎわいをつくっていくということで、回遊性あるまちづくりとか、あの辺はまたかわまちとか、そういういろいろなコンセプトというか、ポテンシャルのあるものがあると思いますので、そういうのも含めてぜひにぎわいづくり

に期待したいと思います。

それで、最後に伺うのは、細かい話なんですけれども、10ページの採点評価のほうで、特別提案が15点とさっきお話があったんですけれども、そのほかのところ、例えば、障害のある方の確保のところはゼロ点だったりとか、あるいは市内産業の振興とか市内雇用の配慮というところが少し低めな感じがするんですけれども、この辺もどう考えればいいのかということを経済に伺っておきたいと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

まず、点数の低かったところで、障害者雇用というのは、実際に障害者の雇用というのは基準を満たしていないという状況で点数が低く、ゼロ点ということになっております。あと、市内産業の振興につきましても、もともと市外業者ということでゼロ点にはなっております。

ただ、今後障害者雇用につきましても一定の配慮はしてもらうようにこちらのほうからも働きかけるのと、あと併せまして、市内産業の振興につきましても、地元との連携というのはいろいろ事業として展開を打ち出しておりますので、地元の企業、お店ですとか店舗とか、そういったところと今後連携を強めていくことで市内産業の振興にはつながるのかと考えております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 亀井委員。

○委員（亀井琢磨君） その辺、ぜひ意見交換とかをしっかりとされて、よい方向に進めていただくことを求めて、私からは終わりたいと思います。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。守屋委員。

○委員（守屋 聡君） 一問一答でというか、1問だけなんですけれども、亥鼻の件ですけれども、これは千葉城というか、郷土資料館は教育委員会の所管になると思うんですけれども、一体的に管理するというのであれば、これは言い方は悪いですが、要は役所の縦割りではないですけれども、教育委員会と都市局という形で仕方ないこととは思うんですけれども、何となく素人的に考えるとこれは一体的に指定管理というか、管理させたほうが何かメリットがあるのではないかなと思うんですけれども、ただ今申し上げたように教育委員会とそういう所管の割り方というか、それで仕方ないと思うんですけれども、その点だけお聞かせいただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 まさに今担当課長からの発言もありましたとおり、あの地域全体をよりよくしていくためにどういうことがいいのか、ましてや今言っていただきましたどういう枠組みがいいのか、そういうこともしっかりと検討する必要があると考えております。ですので、まさに一体的な管理というののもやはり一つの選択肢であると、そういう認識ではおります。

○委員長（段木和彦君） 守屋委員。

○委員（守屋 聡君） ありがとうございます。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 一問一答でお願いいたします。

建設局のほうの説明の補正で、繰越明許で山王町8号線のやつが書いてあったんですけれど

も、地権者との協議が調わなかったということで、多分私の感覚だと、何か農園みたいなところにどいてくれという話が出ていたんですけれども、どういう部分でうまく話がまとまらなかったのか、教えていただければと思います。

○委員長（段木和彦君） 道路建設課長。

○道路建設課長 道路建設課でございます。

山王町8号線につきましては今用地交渉を進めているんですが、土地所有者の理解は得られておりますが、借地人の理解が得られず、交渉が難航している状況です。当該借地人は、駐車場の広さを重視していることから、隣接地に駐車場を確保するなどの提案をしておりますが、なかなか難しい状況でございます。今年度以降も、関係者との調整を図りながら交渉を継続していくこととしております。

あともう一つ、共有地のほうの整備も進めていますけれども、地権者が多くいますが、今、おおむね交渉がまとまりつつありますので、これがまとめれば用地を取得し、工事を進めたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 借地人が反対している話は多分、私も今初めて聞いたんですけれども、土地は反対側も空いているので、例えば、よく開発するときに駐車場だけ隣の敷地をくっつけたり、わざと切ってやったりするので、そういう手法を使えばいけるのではないのかとは勝手に思ったので、もし隣接地とかであれば知っている人なので、話ができます。

もう一点が、椿森緑地ののり面のことなんですけれども、これは地権者はどのような感じで駄目だと言っているのか、分かったら教えてください。個人情報に触れない程度で結構です。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課長。

○公園管理課長 公園管理課でございます。

椿森緑地の工事の繰越しでございますが、隣接者の物件が緑地内に占用して越境しているということもありまして、そういったことの調整、交渉に時間を要している状況です。一応来年度にはそういったことを踏まえながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） こういうのは相手がいらっしゃることなので当然繰越明許は多々起きるわけなんですけれども、あとついでに聞いておくと椿森緑地は、仮に今回整備できるとすると大体何割ぐらい終わった感じになるのか、教えてください。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課長。

○公園管理課長 公園管理課でございます。

今回繰り越す部分の予算でちょうど東千葉ハイツの向かいの部分ののり面になりますが、半分ぐらいを繰越しの事業で実施したいと考えております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 全体的に椿森緑地ののり面は、あとどのぐらい残っているのか、分かれば教えていただきたい。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課長。

○公園管理課長 公園管理課でございます。

椿森緑地ののり面対策は全て行っておりませんので、今回、全部一体的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 小松崎委員。

○委員（小松崎文嘉君） 以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。向後委員。

○委員（向後保雄君） 議案第64号について、亀井委員とほかの方が聞いたんだけど、ほかに追加で、このロフトワークというところは非常に点数が高いから決まったんでしょうけれども、特別提案というのが15点の満点ということで、どういう内容だったのか。特別提案ってどういう内容だったのか理解していますか。教えてください。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 公園管理課でございます。

特別提案としましては、まずSNSを使いまして、そのフォローというのを条件にプロのカメラマンが写真撮影をするという写真撮影事業ですとか、あと千葉にゆかりのあるクリエイターの方、アートとかに強い方なんですけど、そういった方と連携した飲食店ですとか企画ですとか、あと千葉城とか千葉氏、そういったところとの連携をしたお土産開発、それからマルシェというのも行いますが、そういったものがやはり地域とかそういうところと連携したという、そういうところがやはり地域性とか特性を配慮した上で、さらに会社としてのアートですとかデザイン的な要素を取り込んで評価が高かったという状況です。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） やはりSNSということなんですかね。それは理解いたしました。

先ほどの管理のほうのところでは点数が低かった市内雇用ですが、この会社は他と比べると市内雇用の点数が低いですね。その辺についてはどう評価しているのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 公園緑地部長。

○公園緑地部長 市内雇用への配慮の配点の考え方なんですけれども、現在、施設に従事する予定の市内在住者の割合の部分の評価するようなものになっております。それで、今回のロフトワークは、一応この施設に関わる維持管理の中で、5人の体制で従事しようという計画ではあるんですが、提案時は市内の雇用については1人の提案であったということで、点数の割合が低い結果になっているというところがございます。

○委員長（段木和彦君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） 分かりました。では、市内の方を使わないわけではないということですよ。当然そうではないとやっていけないと思うので、分かりました。特に反対するわけではありません。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 すみません、公園管理課でございます。

先ほどの御質問で、特別提案が15点で満点だったかという御質問もあったかと思いますが、

それにつきましては、特別提案のほうが15点満点で満点という点数の結果になっております。補足させていただきます。

○委員長（段木和彦君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） 要は、それは先ほどSNSの活用を非常に評価したということなのかと思うんだけど、そこだけもう一度。

○委員長（段木和彦君） 公園管理課運営調整担当課長。

○公園管理課運営調整担当課長 SNSとかアートとか、あと地域との連携というところでの評価が高かったという状況です。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 向後委員。

○委員（向後保雄君） 分かりました。SNSは非常に今はやりなので、その辺も評価されたのかということで理解しましたので、反対するわけではなくて、賛成ですので、結構です。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 了解いたしました。

ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（段木和彦君） ほかに御発言がなければ、逐一採決いたします。

お諮りいたします。まず、議案第5号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成多数、よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第10号・令和7年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第13号・令和7年度千葉市下水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第14号・令和7年度千葉市水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第64号・亥鼻公園集会所に係る指定管理者の指定についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでございました。

[建設局入替え、建設局・水道局退室]

議案第59号審査

○委員長（段木和彦君） 次に、議案第59号・千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。都市局長。

○都市局長 都市局でございます。

議案第59号につきまして都市部長より説明させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（段木和彦君） 都市部長。

○都市部長 都市部でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正についてでございます。

都市局議案説明資料の11ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨ですが、近年、マンションなど共同住宅への荷さばき駐車需要が大きくなっているとして、本年4月1日施行の改正駐車場法施行例により、共同住宅は、駐車需要を生じさせる程度の大きいものとして特定用途に追加されます。

これに伴い、共同住宅は、千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定による特定用途に対する駐車施設附置の適用を受けることになるため、同日以降、共同住宅の新築等の際に附置の対象が拡大することになります。

建築物への駐車施設の附置義務については、地域の実情を踏まえ適切に定める必要があり、令和8年度に市内の共同住宅の駐車需要の実態を把握した上で、附置すべき対象や規模を検討する予定であるため、この間は現在と同じ基準となるよう、共同住宅を特定用途から除く条例改正を行うものでございます。

2、特定用途とはですが、駐車場法第20条第1項で、劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、政令で定めるものと規定されておりました。施行令第18条で具体的な用途が列举され、現行の主な用途は記載のとおりでございます。

3、現行の基準と特定用途としての基準の比較ですが、（1）商業地域、近隣商業地域においては、共同住宅の場合、表の現行の基準に記載のとおり、一般車用駐車場が附置の対象であるのに対しまして、特定用途となると表の右のとおり対象が拡大いたします。

4、改正の内容ですが、条例第3条の2を法第20条第1項に規定する特定用途、共同住宅を除く。別表第1から別表第3までにおいて、特定用途というに変更いたします。

次のページをお願いいたします。

5、施行期日は令和8年4月1日。

6、今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） ありがとうございます。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。大平委員。

○委員（大平真弘君） 一問一答でお願いします。

この改正については、具体的に想定している場所というのをお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 交通政策課長。

○交通政策課長 交通政策課でございます。

共同住宅への駐車需要は、商業系用途地域だけの問題ではなくて、住居系用途地域も含める必要がございますので、そういった住居系用途地域も含めた市内全域を対象に調査を行い、必要に応じて条例改正を行っていくということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 都市部長。

○都市部長 少し補足でございます。現在、この附置義務というのは、用途地域として商業地域、近隣商業地域、それと周辺地区ということで幕張新都心の豊砂地区、それと蘇我副都心の臨海部のところがこの条例の適用区域になっています。ですから、その区域でのいろいろな駐車施設、一般駐車場であるとかなどが規定されているというのが現在のこの条例のスキームというか、適用範囲となっております。

○委員長（段木和彦君） 大平委員。

○委員（大平真弘君） ありがとうございます。

こちらに幕張新都心と書かれていますけれども、幕張新都心の中でも打瀬のほう、幕張ベイタウンのほうにおいては、比較的駐車スペースが、道路に一時的にとめるということが許容されているエリアであるんですけども、逆に、今再開発中の若葉住宅地区に関しては、道路に一時的に駐車するというのがあまりベイタウンに比べて許容されていないエリアでございます。御承知かと思えますけれども、現在、2年置きに800世帯ほど増えている状況でして、それに伴って荷さばき駐車需要の増加というのがこのエリアで課題になっていると思われまじけれども、その点の御理解とか、若葉住宅地区への対象とかは今のところ入っていないのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 交通政策課長。

○交通政策課長 交通政策課でございます。

まず、若葉住宅地区につきましては、住居系の用途地域になります。今現行の条例の中では、荷さばきの対象としては住居系用途地域は含めてはおりません。ということで、来年度の調査の中で実態調査をまず行いまして、必要に応じてその後、条例改正ということで検討を進めていきたいと考えてございます。

○委員長（段木和彦君） 都市部長。

○都市部長 基本的には、この条例につきましては新築、増築などの場合について、これを新たにつくるなどの場合においてどのくらい駐車場を設けていただけましょうかということを含め、住宅に関しては考えていきたいと考えております。

○委員長（段木和彦君） 大平委員。

○委員（大平真弘君） ありがとうございます。

一応この若葉住宅地区に関しては、もう開発自体はあと今のところあと2棟か。なので、終盤に差しかかっているような形ですけども、現状、タワーマンションが4棟ある中で、幕張ベイタウンと比べて、部屋の戸数に対して大体8割程度の駐車場しか整備されていない状況なんですね。ですので、非常に若葉住宅地区の住民の方からも、駐車場が実際になかなかないというようなお声を多数いただいておりますので、個人的には、新設されるところが駐車場の敷

設を100%されたとしても、もう既に4棟建っているところのマンションに関しては、8割、7割程度のものですと非常に足りない状況ですので、新設のもののみだけではなくて、既存のものについても今後御検討いただければと思います。

以上になります。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますか。佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 一問一答で、基本的なところを伺いたいと思います。

荷さばき駐車的需求が大きいということでありましてけれども、実際に市のほうにはそういった要望は寄せられているんでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 交通政策課長。

○交通政策課長 交通政策課でございます。

配送業者などから市へ直接の要望は寄せられておりません。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） あと、この改正によって現状お聞きすると特に大きな変更といえますか、現状のままなのかと思うんですが、今回の改正によって、新たな新築ですとか建て替えだとか、そういった際には附置義務が生じるんでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 交通政策課長。

○交通政策課長 附置義務条例につきましては、新增築が対象となります。既存住宅につきましては、遡及はしないという扱いになります。したがって、新增築が対象となります。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 駐車場が先ほど大平委員からありましたけれども、駐車場が足りないというのか。やはり必要とされていて、確かにあそこの若葉住宅地区は歩いて回遊できるようにというような、たしかそういったコンセプトもあったのではないかとはいいますが、あそこに車が入ることがあまりないようにするための地域としても位置づけられていたのではないかとはいいますが、どちらにせよ今こういう荷さばきが必要なことはこの地域でも多くありますので、全市的な調査を先ほど行うと言っておりましたので、その調査から得られた情報も、資料として、今後必要な資料などは私どもに提供していただきたいということを求めて、終わります。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますか。伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 一問一答でお願いいたします。

ほかの委員のほうからも御質問があつて、おおむね条例の改定の趣旨は理解したところですが、これまでやはり不思議だと思ったのは、現行の基準と特別用途の基準の比較ということで、現行の基準のほうで荷さばきも含めて、自動2輪もそうですけれども、こういったものが対象外となっていたというのが何か非常に不思議だと思っています。要は、あくまでもアクセスのしやすさという部分はいつの時代でも同じであると思うんですけれども、こういったものを対象外としてきた理由というのはほかにはあるんでしょうか、教えてください。

○委員長（段木和彦君） 交通政策課長。

○交通政策課長 交通政策課でございます。

近年、特に超高層共同住宅、タワーマンションと言われるものですか、あとEコマース、宅配需要、これが非常に増えてきたということで、今回法令の見直しがされるものです。この駐車場条例につきましては、もともとの法律の趣旨といたしますが、都市部における自動車の駐車施設の整備に関する法律ということで、交通の円滑化ですとか都市機能の向上を目的としたものです。特に近年申し上げましたように共同住宅、それから宅配需要の増加ということに今回応える法令の改正ということになります。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 何か苦しい御答弁だったかと感じてはいますが、いずれにしろ法令の改定で条例の一部改正をなされるという意味は分かるんですけども、とにかく移動しやすいものを遠ざけていくというようなこれまでのまちづくりだったのではないかと印象を受けています。

要は、利用しやすいものを近づけていくためのまちづくりということが本来必要だったのではないかと思うのと、これまでも配送業の皆さんの置場がなかったというのもあるでしょうし、そこは法令の改定を受けてというよりは、千葉市独自にどういう施策を進めていくべきだったのかという議論がなされないまま、この法律の改定に伴う条例改正になっているという印象を受けます。

ということは、やはり地域の実情をどう捉えて条例に反映させていくのかという視点をもっとしっかりと持って進めていく必要があるのではないかと感じておりますので、今後そういったことも含めて検討していただきながら進めていっていただきたいと思います。

私からは以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかに御発言はございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（段木和彦君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第59号・千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでございました。

[都市局入替え]

議案第60号審査

○委員長（段木和彦君） 次に、議案第60号・千葉市建築関係手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。都市局長。

○都市局長 都市局でございます。

議案第60号につきまして建築部長より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（段木和彦君） 建築部長。

○**建築部長** 建築部でございます。

都市局議案説明資料の13ページをお願いいたします。着座にて失礼します。

議案第60号は、千葉県建築関係手数料条例の一部改正についてでございます。

1、改正の趣旨でございますが、令和7年5月にマンションの建替え等の円滑化に関する法律が一部改正され、耐震性不足等を理由にマンションの建て替え等を行う場合、これまでの特定行政庁の許可による容積率の緩和に高さ制限の緩和が追加されました。また、令和7年9月に建築基準法施行例が一部改正され、建築物の防火関係規制等の見直しにより、条文における項が追加されました。

このため、法改正による所要の改正や条項ずれ等による規定の整備により手数料を徴収する事務及び手数料の名称の変更を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容でございますが、初めに（1）法改正による所要の改正のア、マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係でございますが、耐震性不足等を理由にマンションの建て替え等をする場合に、これまでの特定行政庁の許可による容積率の緩和から、容積率または各部分の高さの緩和へ変更し、手数料を徴収するために、これに係る所要の改正を行うものでございます。

下の表の右側の下線部分が追加になったところです。

次に、（2）規定の整備のア、建築基準法施行令関係でございますが、施行令の改正による項ずれが生じたことから、条例で引用している部分について規定の整備を行うものでございます。

続きまして、イ、マンション建替え等の円滑化に関する法律関係でございますが、法律の改正による法律名等の変更や条ずれが生じることから、条例で引用している部分について規定の整備を行うものでございます。

最後に、3、施行期日でございますが、令和8年4月1日から施行いたします。ただし、別表39の3の6の項の建築基準法施行令関係の改正規定については、公布の日からの施行といたします。

また、参考として次のページに所要の改正に関して、高さ制限の緩和についての資料、規定の整備に関して、新旧対照表の抜粋を掲載しております。

以上が改正案の概要でございます。

説明は、以上でございます。

○**委員長（段木和彦君）** ありがとうございます。

それでは、質疑がありましたらお願いいたします。佐々木委員。

○**委員（佐々木友樹君）** 一問一答でお願いします。

まず、改正内容の容積率の緩和から容積率または各部分の高さの緩和に変更することによって建築手数料というのは変わるのでしょうか。また、新設されるのでしょうか。

○**委員長（段木和彦君）** 建築指導課長。

○**建築指導課長** 建築指導課でございます。

新たに手数料を設けるものではございません。また、手数料の金額を変更するものでもありません。これまで設けられているマンションの容積率の特例許可申請制度につきまして、その対象事務を容積率の緩和から、容積率または各部分の高さの緩和へと変更するものでござい

す。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 特段変わらないということなんだと思いますが、説明資料の14ページに斜線制限のイメージ図が示されておりますけれども、適用範囲だとか隣地との関係で日影規制というのはクリアされるのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 建築指導課長。

○建築指導課長 建築指導課でございます。

日影規制につきましては本制度の対象外となっておりますので、緩和することはできません。マンションの建て替えであっても通常の建築物と同様の規制が適用されます。

緩和の対象ですが、建築物の高さの限度、道路斜線制限及び隣地斜線制限に限られます。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今回、説明の中に耐震不足等を理由にということが示されていますが、これを理由にした共同住宅の建て替えだとかというのは市内で事例があるのでしょうか。また、今後想定される建て替えというのはあるのでしょうか。

○委員長（段木和彦君） 住宅政策課長。

○住宅政策課長 住宅政策課でございます。

この制度で耐震性不足等を理由に建て替えた事例はございません。また、想定されるマンションの建て替えにつきましては、現在マンション管理組合からの相談はございませんが、今後、耐震性不足等を理由に建て替えの検討を始める管理組合が出てくるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） 佐々木委員。

○委員（佐々木友樹君） 今後、耐震性が不足した場合の建て替えというのはなかなか考えられないと思っているんですけれども、いずれにしてもこの制度を進めることによって、実際には建て替えの事例というのは、ほかの制度を使って建て替えた事例というのはたしか千葉市では1件ぐらいしかないのではないかと思うんですけれども、そういう中で制度をつくっておくことは大事だと思いますが、なかなか区分所有者の皆さんが賛成するというのはなかなか厳しいというのは多分あると思うんですけれども、そういった建て替えのこの条例改正と離れてしまうかもしれないんですけれども、建て替えについて何かいろいろと相談が寄せられたりしていることというのはありますか。

○委員長（段木和彦君） 住宅政策課長。

○住宅政策課長 住宅政策課でございます。

管理組合として御相談というのは現状ございません。ただ、区分所有者の方から検討に先立って制度の御相談というものがございます。一応再生に向けた合意形成が難航していることが課題となっております。

今回、区分所有法の改正がございまして、建て替え以外の再生手法として、建て替えと敷地の一括売却といった新たな手法が整備されたほか、耐震性不足ですとか配管の老朽化が進んでいる場合など、一定の要件を満たす場合に合意形成に必要な割合が緩和されるなど、合意形成を円滑化する環境が整備される予定でございます。こういったことを管理組合に対して資料の

送付ですとかマンションセミナー、あと市政出前講座など、様々な機会を捉えて情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（段木和彦君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第60号・千葉県建築関係手数料条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[都市局退室、建設局入室]

議案第61号審査

○委員長（段木和彦君） 次に、議案第61号・千葉県下水道条例の一部改正についてを議案といたします。

当局の説明をお願いいたします。建設局長。

○建設局長 建設局でございます。

議案第61号につきまして、下水道企画部長より説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（段木和彦君） 下水道企画部長。

○下水道企画部長 下水道企画部の中臺でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

議案第61号・千葉県下水道条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書では181ページから184ページになりますが、詳細につきましてはお手元の議案説明資料で説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

まず、1の趣旨でございますが、下水道法第25条に基づき下水道管理者が制定する条例に係る国の技術的助言であります標準下水道条例において、災害その他の非常の場合における特例措置が新設されたことなどに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、2、主な内容は3点ございます。

(1) は災害その他の非常の場合における排水設備工事の特例の新設でございます。

家庭や事業所などの敷地内にある排水設備の工事は、市長の指定を受けた事業者のみが行うことができますが、本市が被災した際に排水設備の工事が円滑に実施されるよう、市長が必要があると認めるときは、ほかの市町村長の指定事業者には排水設備の工事を行わせることができますこととするものでございます。

(2) は排水設備工事責任技術者の常駐・専任規制等の見直しです。

指定排水設備工事業者に対しては排水設備工事責任技術者の専属を義務づけておりますが、県内のほかの営業所にて兼任することができる責任技術者を専属から選任に見直しいたします。

(3)は排水設備に関わる排水管の内径の見直しとして、標準下水道条例の基準との統一を図るものでございます。

最後に3、施行期日についてですが、本条例の公布日となります。

千葉県下水道条例の改正につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長(段木和彦君) ありがとうございます。

それでは、質疑がありましたらお願いたします。佐々木委員。

○委員(佐々木友樹君) 一括です。

今回、災害とかということで示されていますけれども、千葉直下の地震だとか首都直下の地震の際には、市内及び県内の事業者には相当被害が出るということも想定されると思うんですけども、こうした市内、県内の事業者が被災した場合には県外も含めての対応になるのかというのが1点と、あともう一つは、2番目の排水設備工事の責任技術者の常駐、専任の規制等の見直しなんですけれども、この見直しによるメリットはあるんでしょうかということと、また兼任できることによる営業所への負担などのデメリットはないのか、伺っておきたいと思いません。

以上です。

○委員長(段木和彦君) 下水道営業課長。

○下水道営業課長 下水道営業課、林です。よろしくお願いたします。

まず、1つ目の災害のほうになります。災害による被害状況、市民からの要望、指定工事業者の対応状況によりまして、本市に登録している業者だけでは不足すると判断した場合には、県内の他市町村に登録している業者に拡大し、それでも対応できない場合には、県内の登録業者についても検討いたします。

2つ目に専任のほうになります。専属から選任に見直し、指定工事業者の登録が増えることで利用者の選択を広げることができるとともに、災害時の対応強化が図れ、また事業者側としては、人手不足を解消するなどメリットがあります。

なお、デジタル技術の向上などによる業務の効率化を踏まえ、国において見直されたものであり、営業所の負担などのデメリットはないものと考えております。

以上でございます。

○委員長(段木和彦君) ほかにございますでしょうか。伊藤委員。

○委員(伊藤康平君) 1点だけ教えてください。

内容について、条例の一部改正の趣旨についてはおおむね理解したところですが、その中で少し分からないなというか、教えていただきたいのは、排水工事設備技術者の常駐、専任の規制等の見直しの中で改正前と改正後の説明があるんですけども、これで言うと、千葉県、県内、他県で複数の営業所を持っている会社の技術者が入ってこられるというようなものになっていると思うんですけども、例えば、全く要は他県の市町村長が任命している、指定している事業者が、こういう災害の場合に千葉市に入ってくるということはできるんですか、教えてください。

○委員長(段木和彦君) 下水道営業課長。

○下水道営業課長 下水道営業課です。

災害等の規模によりまして、非常時にできるということを今回条例の中で定めるものになり

ますけれども、まだ一部検討しなければいけないというところが、他県の者につきましては、専任技術者につきましては県で指定しているという形になりますので、県内のものであれば、専任技術者は県内での対応が可能です。県外で指定されているところ、今回、指定工事店も市で基本的には指定しているものになります。その枠を広げて県内まで。専任技術者も同じく県で指定しているものを、同様の試験等の資格等を持っているようであれば県外までということとは可能かと考えております。

以上です。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 分かりました。指定しているところが県でしたか。

○委員長（段木和彦君） 下水道営業課長。

○下水道営業課長 事業所、工事業者については各市町村で指定しております。専任技術者の資格について、県で資格を与えているという状況でございます。

○委員長（段木和彦君） 伊藤委員。

○委員（伊藤康平君） 災害時の対応になるので、やはりそこは、要は県内も含めて被災している可能性も高いということも考えると、多様な事業者がお手伝いに入ってこられるということが重要かと思うので、これは千葉市だけで決められる話ではないのかもしれないけれども、そこは今後の課題として、協議の土台として上げていくというのは必要なことと思いましたが、御検討いただければと思います。

以上です。

○委員長（段木和彦君） ほかにございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（段木和彦君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第61号・千葉市下水道条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[建設局入替え]

議案第66号審査

○委員長（段木和彦君） 次に、議案第66号・市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。建設局長。

○建設局長 議案第66号につきまして、土木部長より説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（段木和彦君） 土木部長。

○土木部長 土木部でございます。

議案第66号・市道路線の認定及び廃止について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

議案書では191ページから199ページになりますが、建設局議案説明資料で説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

1の提案理由ですが、市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

今回提案しております市道の認定路線数は8路線、廃止路線数は2路線でございます。

2の内訳ですが、認定は、都市計画法に基づく開発行為に伴い帰属された道路の8路線となります。

2の廃止路線は、都市計画法に基づく開発行為に伴い廃止される道路が1路線、道路敷地売払いに伴い廃止される道路が1路線となります。

なお、当議案を承認いただきますと市道路線数は1万4,951路線、路線総延長は3,527キロメートルとなります。

説明は、以上でございます。

○委員長（段木和彦君） ありがとうございます。

御質疑等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（段木和彦君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第66号・市道路線の認定及び廃止についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（段木和彦君） 賛成全員、よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上で案件審査を終わります。

説明員の方は御退出願います。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

[建設局退室]

年間調査テーマの総括及び調査報告書の取りまとめについて

○委員長（段木和彦君） 最後に、年間調査テーマの総括及び調査報告書の取りまとめについてでございます。

今期は、地域公共交通についてをテーマとして設定し、1年間、調査を行ってまいりました。

委員の皆様には、第4回定例会中の委員会において中間取りまとめのための御協議をいただき、その際の御意見等を踏まえて調査報告書の案を作成し、お配りしておりました。

報告書案の内容、また、1年間の調査を通して御意見、御感想などがありましたらここでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（段木和彦君） ありがとうございます。恐れ入ります。

それでは、皆様にサイドボックスでお示しいたしました報告書案を基本にいたしましてまとめまいりますので、正副委員長に御一任願います。

あわせまして、報告書の提出方法につきましても御一任願えればと存じます。よろしく願いいたします。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

以上となりますが、委員の皆様におかれましては、年間調査テーマへの御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、これもちまして、都市建設委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午前11時57分散会